

「補正書のレイアウトを変更する」の改修内容に関する留意事項について

「補正書のレイアウトを変更する」では、「補正書」の「補正後申請内容」として、補正後の申請内容を入力する各申請事項の欄を新設し、当該欄に入力された内容が補正情報として登記所へ送信され、登記時に当該内容が自動で反映されることによって、より正確で迅速な登記の実現を可能としています。

そのため、各申請事項の欄に補正後の申請内容を「正)〇〇, 誤)〇〇」と入力したり、各申請事項欄ではなく連絡事項欄にまとめて入力したりした場合には、登記時に当該内容が自動で反映されず、本機能の効果が十分に発揮されないことから、各申請事項の欄には、補正後の申請内容のみを入力していただきますよう御留意願います。なお、操作方法の詳細は、各マニュアル(操作手引書)を御参照ください。

申請書作成・編集画面(補正)
(グレーの項目は手入力不可)

補正書

補正の対象 登記所名 登記所コード
(受付年月日) 受付
第 号
補正年月日

補正後申請内容

申請年月日
申請先登記所 登記所名 登記所コード

申請人
代理人
課税価格
課税価格の内訳等
登録免許税
登録免許税の内訳等
免除又は軽減の根拠条項

既納付額
今回納付する額

不動産の表示

No.1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
No.2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

委任状

連絡事項(※)

各申請事項の欄に補正後の申請内容のみを入力してください。

(※)登記所から補正指示を受けて補正した内容について御利用者様から登記所への連絡事項を入力する欄